

令和 2年 6月26日



名古屋港管理組合

熱中症対策に資する現場管理費の補正について(試行) (公共工事の品質確保や労働環境の改善に向けた取り組み)

本組合では改正品確法に伴う取り組みの一環として、労働環境の改善に向け、「完全週休2日制工事」、「誰もが働きやすい現場環境整備工事」及び「快適トイレ設置工事」の取り組みを行っております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策への対応が徹底される中、夏季における猛暑日などの気候状況による工事現場での熱中症へのリスクが更に高まるなど、これまで以上に現場で働く人への細やかな安全衛生対策が求められることから、下記の通り、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関し現場管理費の補正を試行実施致します。

記

1. 対象工事

名古屋港管理組合が発注する工事のうち、名古屋港管理組合請負工事積算基準（土木編）、名古屋港管理組合請負工事積算基準（港湾編）の間接工事費の工種区分を適用する工事（但し、誰もが働きやすい現場環境改善費工事は除く）。

2. 実施方法

「熱中症対策に資する現場管理費の補正について（試行）」（名古屋港管理組合 HP 参照）による。

3. 適用

当初契約が令和2年7月1日以降の工事に適用する。なお、令和2年4月1日以降に当初契約を行った既契約工事についても適用できるものとする。

以上

【お問合せ先】
名古屋港管理組合 建設部技術管理課
担当 城
TEL 052-654-7941